

○桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例

平成25年12月25日
条例第52号

(設置)

第1条 地域包括ケアシステム（ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域での体制をいう。以下同じ。）の構築を推進するため、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、桑名市の地域包括ケアシステムに関する事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住まい、生活支援、介護、医療又は予防に関する団体の代表者

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 協議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ協議会又は部会において必要があると認めるときは、一般に公募して選定された者その他の関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課、障害福祉課及び健康づくり課の協力を得て、保健福祉部介護・高齢福祉課及び地域医療対策課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。